

2025年度 山口県社会人サッカーリーグ要項（案）

1 目 的

- (1) サッカーを通じて体力と人格の向上を期するとともに、そこに集うサッカーをこよなく愛するチーム及び選手、チーム役員の交流と親睦を図る。併せて山口県でのサッカーの普及発展に寄与することを目的とする。また、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）が提唱する、フェアプレーの精神・行動規範に則り、サッカーファミリーとして行動する。
- (2) 中国地域県サッカーリーグ決勝大会への山口県代表チームを選出すること。
1部リーグの後期終了時点で、中国サッカーリーグ入りの意思を持つ上位のチームから出場権を与える。棄権すれば下位チームへ出場権は移るが4位までとする。
- (3) 次年度の全国社会人サッカー選手権大会中国地域予選会の山口県代表チームを選出すること。
中国リーグ所属チームを優先し、1部リーグの上位のチームから出場権を与える。棄権すれば下位チームへ出場権は移るが4位までとする。
- (4) 次年度の山口県サッカー選手権大会の社会人代表チームを選出すること。
1部リーグの優勝チームに出場権を与え、該当チームはその義務を負う。

2 名 称 山口県社会人サッカーリーグ（以下「県リーグ」という。）

3 主 催 一般社団法人山口県サッカー協会（以下「県サッカー協会」という。）

4 主 管 一般社団法人山口県サッカー協会 第1種（社会人）委員会 （以下「県1種社会人委員会」という。）

5 期 間 2025年4月1日～2026年1月31日

6 運 営【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】

日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、各部・ゾーンごとに運営委員会で決定する。
試合日の変更は、気象条件及びグラウンド管理者の使用不可判断を除き、原則として認めない。
なお、変更のある場合は、速やかに当該運営担当者が各部のリーグ委員長及び県1種社会人委員会委員長へ報告すること。

7 参加資格

- (1) 日本サッカー協会及び県協サッカー会に第1種登録した正加盟チームであること。
- (2) 選手は(1)に登録され、試合時に電子選手証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参すること。いずれも写真の貼付が必要。
なお、貼付する写真については、本人確認ができるよう、カラー及び鮮明なものとする。
- (3) 電子選手証または、登録選手一覧を保持している選手であること。
- (4) 公認審判員3名以上を有するチームであること。（内1名は3級以上であること）
- (5) 県リーグ要項を遵守するチームと選手、チーム役員（以下「役員」という。）であること。

8 リーグ編成【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】

- (1) 県リーグは3部制とし、各部のチーム数の構成等は、原則、下記のとおりとする。
 - ① 1部リーグは、7チーム編成とする。
 - ② 2部・3部リーグは、各部12チーム編成とし、前期についてはチーム所在地により東西に分け2ゾーンとする。なお、ゾーンの編成は6チームを基本とする。
なお、2024年度は以下の編成とする。
 - ・ 2部前期 … Aゾーン（東）：6チーム、Bゾーン（西）：6チーム
 - ・ 3部前期 … 6チーム ※ゾーン編成は行わない。

9 競技方法【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】

- (1) 各部の競技方法は下記のとおりとする。
 - ① 1部リーグは前期、後期の総当り戦とする。
 - ② 2部リーグ前期は、A・B各ゾーンにより総当り戦を行い1位から6位の順位を決定する。
後期は、前期各ゾーンの1位から3位の6チームを上位グループ、4位から6位の6チームを下位グループとし、順位を決定する。
なお、後期上位・下位グループともに、前期同ゾーンのチームとは対戦せず、前期の当該チームの対戦成績（勝点・得失点）を加算し、上位グループについては2部1位から6位の順位を決定するとともに、下位グループについては2部7位から12位の順位を決定する。
 - ③ 3部リーグ前期は、総当り戦を行い1位から6位の順位を決定する。
後期は、前期の1位から3位の3チームを上位グループ、4位から6位の3チームを下位グループとし、各グループのリーグ戦により順位を決定する。
 - ④ 2部・3部の後期日程は、前期終了後、加盟チーム代表者参加の下、調整会議を開催し決定する。
- (2) 2部・3部の後期日程は、前期終了後、加盟チーム代表者参加の下、調整会議を開催し決定する。
 - ・ 2024年度後期調整会議予定
 - 2部： 9月24日（日）／会場・時間未定
 - 3部： 10月 1日（日）／会場・時間未定

10 競技規定【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】

- (1) 日本サッカー協会制定の「該当年サッカー競技規則」及び「規約・規程」による。
- (2) 県サッカー協会に2024年3月21日（木）までにエントリー表を提出すること。
- (3) エントリーの追加は随時受け付ける。日本サッカー協会のKICKOFFによる追加登録手続き及び追加登録料納入を行った上で、出場予定試合日（試合日は起算日0日）の9日前までに県サッカー協会にエントリー追加・変更届を協会事務局へFAXにより提出（下記参考例）すること。
なお、追加選手等の試合への出場が可能となるのは、「①電子選手証または登録選手一覧」が保持でき、県サッカー協会事務局から団体の長宛ての「②山口県サッカーリーグのエントリーについての連絡文書」が届き、①及び②が対外的に提示（試合会場へ持参）できるようになった時点以降とする。
【参考例】
 - ・ 6月24日（土）が出場予定試合日の場合 ・ ・ ・ ・ ・ 提出期限6月15日（木）
 - ・ 6月25日（日）が出場予定試合日の場合 ・ ・ ・ ・ ・ 提出期限6月16日（金）
- (4) 選手交代は競技開始前までに、1部は登録した最大7名の交代要員の中から、審判の許可を得て5名以内、2部・3部は登録した最大9名の交代要員の中から、審判の許可を得て9名以内まで交代することができる。
なお、試合中の交代回数は、下記のとおりとする。
 - ① 1部は各チーム最大3回とする。加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。なお、両チームが同時に交代した場合は、各チームそれぞれ3回のうちの1回の交代回数を使ったとして数える。
 - ② 2部・3部はハーフタイム時を含め各チーム最大9回とする。なお、両チームが同時に交代した場合は、各チームそれぞれ9回のうちの1回の交代回数を使ったとして数える。
- (5) プレーの続行が困難な負傷等（脳振盪またはその疑いを含む）の選手が発生した場合の取り扱い（以下「プレーの続行が困難な負傷等による交代」という。）は、次のとおりとする（2021年4月19日付け日サ協210073号「サッカー競技規則第3条―競技者：交代の数における運用緩和について」に基づく運用）。
なお、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」は、監督または監督に準じる者が、当該選手が負傷等によりプレー続行が不可能と判断した場合に行うことができるものとする。
 - ① 本要項に基づく選手の交代は、前項（4）①及び②に定める交代人数および交代回数に含まれない。ただし、人数は1名に限るものとする。
なお、チームが「プレーの続行が困難な負傷等による交代」を「通常の」交代に合わせて行った場合、1回の「通常の」交代としてカウントされるものとする。

- ② 氏名を届け出る交代要員の数が、交代の最大数と同じである場合においては、既に交代で退いた選手であっても「プレーの続行が困難な負傷等」に基づき、交代で出場することができる。
- (6) ベンチに入ることのできる人数は、1部については交代要員7名、役員6名（含む通訳）、2部・3部については交代要員9名、役員6名（含む通訳）とし、メンバー提出用紙にて特定する。役員の中からその都度ただ1人の者のみが戦術的指示を伝えることができる。この1人は特定の1人に限定される必要はない。
- (7) 外国籍選手は、各試合3名までエントリーを認め、3名が出場できる。
- (8) 本リーグは、日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき本大会に係る懲罰問題进行处理するため、県リーグ規律委員会を設置する。なお、6ヶ月以上の出場停止処分等の重い懲罰については、日本サッカー協会の規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
- (9) 主審により退場を命じられた選手及び役員（以下「選手等」という。）は、自動的に次の県リーグ1試合の出場停止を受ける。なお、退場を繰り返した場合には、最低2試合の出場停止処分を受ける。
- (10) 警告による退場処分
- ① 本リーグにおいて、警告の累積が、1部リーグ3回、2・3部リーグ2回に及んだ選手等は、次の県リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
 - ② 同一試合で警告が2回となり退場処分となった選手等は、次の県リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
 - ③ 上記①・②における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
 - ④ 上記①・②における処分に該当する行為を重ねて行った場合は、最低2試合の出場停止処分を受ける。
 - ⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、県リーグ終了時をもって効力を失う。
- (11) 出場資格の無い選手が試合に出場した場合の懲罰は、日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき県リーグ規律委員会が決定する。
- なお、出場資格の無い選手の出場が試合中に判明した場合は、その時点で当該試合は没収され、また、既に行われた試合については原則として可能な限り遡って適用する（これらの場合においても当該チームにとって、0対3での敗戦扱いよりも実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。）。

11 試合時間

- (1) 各部リーグ戦の試合時間は、下記のとおりとする。
- ① 1部リーグは90分ゲームとし、延長戦等を行わない。
 - ② 2部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。
 - ③ 3部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。

12 順位決定【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】

- (1) 順位の決定方法は、下記のとおりとする。
- ① 勝点の多いチームを上位とする。
勝：3点、引き分け：1点、負：0点、不戦勝の勝点：3点、不戦負の勝点：0点
 - ② 勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。
不戦勝の得点：5点 不戦負の得点：0点
 - ③ 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
 - ④ 2部・3部後期については、以下のとおりとする。
 - ・ 2部後期各位（上位・下位）グループについては、前期の各ゾーンのリーグ戦順位に基づき、前期同ゾーンチームの対戦成績（勝点・得失点）を後期勝点に加算し、グループ内で勝点が多いチームを上位とする。
 - ・ 3部後期各位（上位・下位）グループについては、前期の勝点等に後期の試合結果による勝点等を加算し、各位グループ内で勝点が多いチームを上位とする。
 - ⑤ リーグ戦において順位が決定しないときは、抽選とする。
※ 上級の大会に出場する権利を決定する場合も同様とする。

13 入 替【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】

- (1) 各部の次年度の昇格及び降格は、原則、下記のとおりとする。ただし、中国リーグへの昇格がある場合は、そのチーム数に応じて各部の昇格・降格を決定する。
 - ① 1部リーグの6位・7位は自動降格し、2部リーグ1・2位は自動昇格する。
 - ② 2部リーグの11位・12位は自動降格し、3部リーグ1・2位は自動昇格する。

14 審判員

- (1) 審判員は公認審判員による相互審判とする。
- (2) 1部リーグは主審のみ県サッカー協会審判部より2級審判員（審判委員会にて2級同等と判断された者を含む）を派遣する。【運営総会において協議・決定する。記載は2024年度要項】
- (3) 主審は3級以上の公認審判員、副審は4級以上の公認審判員であること。なお、1部リーグにおいては、第4の審判員（4級以上）も配置すること。
- (4) 審判員は審判服を必ず着用すること。（シャツ、ショーツ、ソックス、ワッペン等）
- (5) 審判員は審判証を携行し、運営本部役員に提示すること。

15 ユニフォーム

- (1) 日本サッカー協会のユニフォーム規程（2022年1月20日改正）に準拠したユニフォームを着用すること。
- (2) 留意事項
 - ① 参加申込書により登録する。申込書に登録した背番号のユニフォームを着用する。申込提出後は一切変更を認めない。（登録番号以外のユニフォームでの出場は認めない。）
 - ② ユニフォームの色はF P・G Kとも審判員が通常着用する黒と明確に判別できるものであること。また、正の他にこれと異なる色のユニフォームを準備すること。
 - ③ ユニフォームのデザイン、ロゴ等がチーム内で異なっても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる。
 - ④ 背番号は選手固有のものとする。
 - ⑤ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
 - ⑥ アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用すること。
 - ⑦ アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用すること。

16 その他

- (1) 県リーグに参加するチームは、それぞれに3級以上の公認審判員を1名以上、4級以上の公認審判員を2名以上の3名以上の公認審判員を所属させないと参加できない。（2005年12月15日（財）日本サッカー協会 通達「「公式試合における審判員の資格」について」による）
- (2) 試合開始時にチームメンバーが7名未満の場合は没収試合とし、当該チームの棄権とする。
- (3) メンバー提出用紙は試合開始50分前までに本部に提出すること。（時間厳守）
- (4) メンバー表提出時に本部席において、両チーム監督・審判員及び運営責任者が立会のもとユニフォームの最終決定を行なう。
- (5) 大会期間中の負傷及び、事故の処理は当該チームが負うものとし、スポーツ傷害保険等に参加することが望ましい。
- (6) 電子選手証または、登録選手一覧は写真を貼付して有効となる。なお、写真の免許証等での代用及びスマートフォンやタブレット等での登録証の表示は認めない。
- (7) 参加料は1部リーグ55,000円（税込）、2・3部リーグは33,000円（税込）とする。
- (8) 参加調査票は2025年2月17日（月）正午までに県サッカー協会事務局に提出すること。
- (9) その他、運営に関する疑義が生じた場合は、県1種社会人委員会において協議の上、決定する。